

井戸水等使用世帯の下水道使用料改定について

1. 現行制度の概要（公共下水道・農業集落排水共通）

- (1) 井戸水等のみを下水道に排水している場合【11件】
- ・世帯員4人まで 3,500円（税抜） 3,780円（税込）
 - ・1人増すごとに 800円（税抜） 864円（税込）
- (2) 水道水と井戸水等の両方を下水道に排水している場合【220件】
- ・水道水の水量から算定した下水道使用料に、世帯員1人につき300円（税抜）を加算

【算定例】井戸水併用の3人世帯で水道水15m³を使用した場合

1,800（基本使用料）＋700（従量使用料）＋900（井戸加算）＝3,400円＋（税）
10m³まで含む 140円×5m³ 300円×3人 3,672

2. 現行制度の問題点と改正案のポイント

現行の算定方法の問題点

- (1) 使用者からの届出世帯員数により使用料を認定しており、届出世帯員数と実際の世帯員数に相違が生じやすい。
- (2) 岐阜市が実態と乖離した認定水量により下水道使用料の徴収を行ったため、平成25年に名古屋高裁により違法であると判断された。
- (3) 認定料金の根拠が現在では不明である。
- (4) 現行条例には、世帯員数に変更が生じた場合の届け出の義務、届け出の時期及び届け出がなかった場合の取扱いに関する規定がない。



改正案のポイント

下水道使用料算定における公平性を確保するため、これまで一般家庭以外を対象としてきた井戸水メーターを、一般家庭を含めたすべての井戸水等使用者に対して設置し、従量制により使用料を算定する。

※ただし、メーター設置が困難な場合は、明確な根拠に基づいた基準により使用水量を認定する。
世帯員数の変更については、届出義務等を明記する。

3. メーターが設置できない場合の使用水量の認定方法について

(1) 水道水のみを使用する一般家庭の水量を世帯員数別に集計した。

世帯員数	過去3年間の使用水量 (m ³) (1月あたり)		基準認定水量 (案) (1月あたり)
	平均値	中央値	
1人	9.4	7.8	8 m ³
2人	17.7	16.1	16 m ³
3人	20.9	19.7	19 m ³
4人	22.1	21.0	22 m ³
5人	25.5	24.5	25 m ³
6人	30.0	30.0	5人を超え1人増すごとに3 m ³
7人	30.7	31.4	
8人	32.5	36.5	

(2) メーターが設置できない場合において、井戸水等のみを下水道へ排水している場合は、世帯員数に応じて(1)の基準認定水量により使用水量を認定する。

(3) メーターが設置できない場合において、水道水と井戸水等の両方を下水道へ排水している場合は、(1)の基準認定水量と水道水の使用水量のいずれか多い方の量を使用水量とする。

【算定例】井戸水併用の3人世帯の例

①水道水を15 m³使用した場合

水道水 15 m ³
基準認定水量 19 m ³ (下水道使用料 3,304 円)

②水道水を25 m³使用した場合

水道水 25 m ³ (下水道使用料 4,320 円)
基準認定水量 19 m ³

4. 改正前後の比較について

(1) 井戸水等のみを排水した場合の使用料の比較

世帯員数	該当件数	現行 (A)		改正案 (B)		差 (A) - (B)	
		水量(m ³)	使用料(税込)	水量(m ³)	使用料(税込)	水量(m ³)	使用料(税込)
1人	3	21 [*]	3,780	8	1,944	13	1,836
2人	4	21 [*]	3,780	16	2,851	5	929
3人	3	21 [*]	3,780	19	3,304	2	476
4人	2	21 [*]	3,780	22	3,801	△1	△21
5人	0	27 [*]	4,644	25	4,320	2	324
6人	0	32 [*]	5,508	28	4,838	4	670
7人	0	36 [*]	6,372	31	5,373	5	999

※現行の認定料金から逆算し、参考数値として掲載した。

(2) 水道水と井戸水等の両方を排水した世帯の水道水使用量

世帯員数	井戸水等併用世帯		基準認定水量 (案) (1月あたり)
	世帯数 (件)	水道水平均水量 (m ³)	
1人	42	7.8	8 m ³
2人	77	12.3	16 m ³
3人	34	15.3	19 m ³
4人	25	23.8	22 m ³
5人	9	21.3	25 m ³
6人	6	18.8	5人を超え1名増すごとに3 m ³
7人	4	30.2	
8人	2	43.7	

5. 今後のスケジュール

平成29年8月3日	・上下水道事業経営審議会
9月議会	・条例改正 (下水道条例、農業集落排水処理施設条例)
10月	・該当使用者への周知 ・システム改修発注 ・井戸メーター購入 ・設置工事設計
11月	・設置工事発注
平成30年4月1日	・運用開始 (4月、5月の使用水量を6月分使用料より計上)

<参考1>従量使用料の単価については改正しない。

基本使用料		従量使用料	
汚水量	使用料	汚水量	使用料（1立方メートルにつき）
10立方メートルまで	1,800円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	140円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	160円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	175円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	190円
		100立方メートルを超え1立方メートル増すごとに	205円

<参考2>他市の認定水量（m³）

世帯員数	瑞浪市	多治見市	岐阜市	美濃加茂市
1人	8	7	11.5	10
2人	16	13	19.5	18
3人	19	19	25.0	23
4人	22	23	28.5	27
5人	25	27	33.5	30
6人	5人を超え1人増すごとに 3m ³	5人を超え1人増すごとに 3m ³	39.5	5人を超え1人増すごとに 2m ³
7人			以後1人増すごとに5m ³ 加えた量	
8人				
9人				
10人				